

包括利益とは	純資産の変動額（持分所有者との取引除く）
当期純利益とは	株主資本の変動額（株主との直接取引を除く）
棚卸資産 払出数量計算の2方法	継続記録法と棚卸計算法
払出単価計算の方法	個別法・FIFO・LIFO 平均原価法 LIFOは基準では認めていない
デリバティブの代表3つ	先物取引・先渡取引・スワップ取引
デリバティブ債権債務の原則的な評価方法	時価
ヘッジ会計とは	ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益を同一の会計期間に認識させる会計処理
ヘッジ会計の会計処理の方法は原則と容認	繰延ヘッジ（原則） 時価ヘッジ（容認）
債権者持分と出資者持分の説明	債権者持分→当社から見れば負債 出身者持分→当社からみれば資本
上記の財務上の差異	返済期限があるかどうか？ 支払利息と配当 負債は資本より優先弁済権あり
税効果会計の意義	企業会計上と課税所得計算上の収益費用・益金損金の認識時点の相違により、資産・負債に相違 税引前利益と法人税を合理的に対応させる
将来減算一時差異とは	差異の解消時に課税所得の計算上減算されるもの。
将来減算一時差異の例	減価償却超過額 貸倒引当金繰入超過額
将来加算一時差異の例	積立金方式の圧縮記帳
引当金繰入額を計上する目的と要件	目的→適正な損益計算

	<p>要件</p> <p>①将来の特定の費用・損失</p> <p>②発生が当期以前の事象に起因</p> <p>③発生の可能性が高い</p> <p>④金額の見積もりが合理的</p>
繰延資産を計上する目的と要件	<p>目的→適正な損益計算</p> <p>要件</p> <p>①既に代価の支払いが完了または支払義務確定</p> <p>②役務の提供を受けた（前払費用との違）</p> <p>③効果が将来にわたって発言</p> <p>酔で薬効</p>
費用配分の原則の意味	<p>取得原価を使用期間にわたり費用として計画的・規則的に配分</p> <p>費用性資産（固定資産）が対象</p>
この原則が企業会計上重視される理由	<p>P L面→当期に配分される部分の費用化</p> <p>B S面→次期以降に配分される部分を資産化</p> <p>※適正な期間損益計算</p>
会計上の変更など 減価償却の耐用年数の見積りに変更があった場合の処理	<p>会計上の見積もりの変更に該当</p> <p>耐用年数の変更は当該変更が将来に影響するので、当期以降の期間で減価償却を行う</p>
定率法から定額法への変更の会計処理と そのような処理を行う理由	<p>会計方針の変更 BUT 会計上の見積もりの変更と同様に処理を行い遡及適用は行わない。当期以降の期間で減価償却を行う</p> <p>会計方針の変更と見積もりの変更の区別が困難な場合に該当するから。</p>
売買目的有価証券とその他有価証券 期末評価、評価差額の処理の説明	<p>売目→B S時価 評価差額は損益</p> <p>その→B S時価 評価差額は全部純資産部分純資産（洗替）</p>
上記、それぞれ採用される理由	<p>売買→売却に制約ない</p> <p>評価差額は財務活動の成果</p> <p>その他→売却に制約あり</p> <p>売買と関係会社株式の中間の性格</p>

自己株式の本質の2説	資産説と資本控除接
C F 計算書の資金の範囲	現金および現金同等物
現金とは	手許現金および要求払預金
現金同等物とは	容易に換金可能で、かつ価値の変動につき僅少なリスクしか負わない短期(取得日から満期までの期間が3か月以内) 投資
C F 計算書 表示区分	営業活動・投資活動・財務活動
表示区分の判定方法	いずれの活動と強く関連しているか ①発生原因②事業目的③決済条件の取引慣行
C F 発生原因	売掛金回収⇒営業活動 固定資産購入の未払金支払⇒投資活動 固定資産の分割購入⇒財務活動
事業目的判定	貸付業⇒貸付金は営業活動 それ以外は投資活動
決済条件の取引慣行	固定資産購入後6か月後の支払いでも、それが取引慣行であれば投資活動 そうでなければ財務活動になることもある

トレーニング問題

① 3つの会計制度

会社法→債権者と株主の利害調整

金融商品取引法→一般投資家の保護を図る

税法→一般論としては会計と関連するものではない。ただしわが国では確定決算主義をとっているため関係あり

建設業の場合は建設業法に基づく開示制度もある

② 3つの公準

企業実体・継続企業・貨幣的評価

③ 企業会計原則

一般原則

資本取引・損益取引区別の原則

重要性の原則

重要性の乏しいものは、本来の厳密な処理をしなくても正規の簿記の原則に従った処理として認められる

④ 資産負債APと収益費用AP

純資産の差額を利益とする（≒財産法）

収益と費用の差額を利益とする（≒損益法）

⑤ 収益認識

発生主義会計→発生主義の原則（工事進行基準）と実現主義の原則（工事完成基準）

実現主義の2要件（①財・サービスの提供②貨幣性資産の受領）

⑥ 請負代金の決定方法

総額請負方式・原価補償契約